

産業建設常任委員会会議録

令和4年2月21日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和4年3月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(2月21日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	5
付託事件審査(4)	7
付託事件審査(5)	8
付託事件審査(6)	11
付託事件審査(7)	11
付託事件審査(8)	11
付託事件審査(9)	12
付託事件審査(10)	15
付託事件審査(11)	18
付託事件審査(12)	19
付託事件審査(13)	22
付託事件審査(14)	22
付託事件審査(15)	24
審査終了	26

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和4年2月21日（月曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（タイマグラ観光施設）
- (2) 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（岩手路区界中継基地）
- (3) 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（職業訓練センター）
- (4) 議案第23号 宮古市営牧野条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農村文化伝承館）
- (6) 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農産加工施設）
- (7) 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（林業者地域多目的施設）
- (8) 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（林業拠点施設 黒森ふれあい館）
- (9) 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（農林漁村地域多目的集会施設）
- (10) 議案第42号 津軽石漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて
- (11) 議案第24号 宮古市営住宅条例の一部を改正する条例
- (12) 議案第26号 市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (13) 議案第43号 市道路線の廃止について
- (14) 議案第44号 市道路線の認定について
- (15) 議案第45号 令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金の目的外使用に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	委員
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）



説明のための出席者

付託事件審査（1）（2）

企画部長	菊池廣君	川井総合事務所	盛合正寛君
地域振興係長	中村和春君		

付託事件審査（3）

産業振興部長	伊藤重行君	産業支援センター	岩間健君
商業労政係長	野頭正樹君		

付託事件審査（4）～（8）

産業振興部長	伊藤重行君	農林課長	飛澤寛一君
農政係長	巖岩邦彦君	林政係長	三浦幸紀君

付託事件審査（9）

産業振興部長	伊藤重行君	農林課長	飛澤寛一君
水産課長	佐々木勝利君	農政係長	巖岩邦彦君
水産振興係長	藤澤宏和君		

付託事件審査（10）

産業振興部長	伊藤重行君	水産課長	佐々木勝利君
漁港係長	前川平君		

付託事件審査（11）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
公営住宅係長	山崎俊幸君		

付託事件審査（12）

都市整備部長	藤島裕久君	都市計画課長	盛合弘昭君
まちづくり推進係長	中野昇二君		

付託事件審査 (13) (14)

都市整備部長 藤島裕久君
管理係長 佐々木将治君

建設課長 去石一良君

付託事件審査 (15)

上下水道部長 大久保一吉君
施設課長 竹花浩満君

経営課長 中嶋剛君
下水道工務係長 菊池昌明君

議会事務局出席者

事務局長 下島野 悟

主任 佐々木 健太

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） 皆さんおはようございます。定刻となりましたのでこれより会議を進行いたします。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査15件、説明事項3件となります。本日の付託事件審査に当たり、各部から、補足資料の配付申出がありましたことから、これを許可しお手元に配付しております。補足資料には、それぞれ対応する議案番号、件名が記載されておりますので、適宜にご参照願います。それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので省略いたします。

○

付託事件審査（1） 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて （タイマグラ観光施設）

○委員長（佐々木重勝君） 初めに議案第27号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、タイマグラ観光施設でございますが、議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。はい。落合委員。

○委員（落合久三君） 議案第27号ですが、参考までに令和3年度はまだ終わってはいませんが、冬季間は多分利用はないと思うので、2年度でもいいですし、3年の現時点でもいいですが、山荘、バンガロー、キャンプ、この三つの施設の指定管理をしているわけですが、それぞれ利用者数、宿泊者数の実績をちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（盛合正寛君） お答えいたします。まず早池峰山荘ですけれども、令和元年度利用者200人、令和2年度118人、令和3年度は48人という形で減少しております。バンガロー村でございますが、令和元年度368人、令和2年度287人、令和3年度359人ということで、一部上昇してきているという状況です。またキャンプ場でございます。令和元年度1,460人、令和2年度2,151人、令和3年度3,357人。アウトドア志向の傾向が高まっておりまして、キャンプ場利用者が格段に急増しているという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 宿泊は…。

○委員長（佐々木重勝君） 宿泊の質問ですね。盛合川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（盛合正寛君） 申し訳ございません。早池峰山荘の利用者が宿泊すると捉えていただければと思います。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。よろしいですね。ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第27号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第27号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案可決すべきものと決定をいたしま

した。

○

付託事件審査（２） 議案第２８号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（岩手路区界中継基地）

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第28号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、岩手路区界中継基地を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。落合委員。

○委員（落合久三君） これも同じようにちょっと実績を説明してください。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（盛合正寛君） 道の駅区界高原ということで利用状況をご説明いたします。令和2年度の4月から1月までの利用者数4万5,190人。これに対して、令和3年度の4月から1月までの実績は3万3,172人となっております。前年比で73.4%という数字となっております。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。ほかにございませんか。ほかになければこれで質疑を終了しますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ないようですので質疑を終了いたします。これから議案第28号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ないようですので直ちにお諮りいたします。議案第28号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

○

付託事件審査（３） 議案第３３号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（職業訓練センター）

○委員長（佐々木重勝君） ご準備よろしいですか。それでは次に、議案第33号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、職業訓練センターを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。落合委員。

○委員（落合久三君） 参考資料のほうで今後の指定期間、指定管理料の予定額、書いてありますが、予定額、年に直しますと47万という予定を書いています、この47万の内訳をちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。47万円の内訳でございますけども、まず建物の警備保障保守料ということで、セキュリティー関係と監視カメラの維持管理保守料に一つ、これが約26万円。あとは充電設備保守料、東北電気保安協会に委託する分でございますが、こちらが約12万ほどございます。それ以外の約9万円ほどが第2訓練棟の部分の光熱水費というふうになってございます。少々わかりにくい点が今最後お話ししたところでございますが、施設の概要のところをご覧くださいますと、訓練センターには三つ建物がございます。事務所が入っている管理訓練棟、それと体育館のような形の実習棟、もう一つ第2訓練棟とい

うことで土手側のほうに三つ目の施設ございます。この三つ目の施設を大震災前の雇用情勢が悪い時期に、国の経済対策で増設した建物が第2訓練棟となります。第2訓練棟の部分だけの上下水道料をここに加味しております。それ以外については、訓練協会のほうで様々な事業を組合せて経費のほうは捻出しているという状況でございます。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 勉強不足で初めてわかったんですが、施設が三つあるっていうのは何となくいけば分かるんですが、そのうちの第2訓練棟の水光費だけは管理料に含めて、それ以外の事務室関係、体育館っぽいところのは自助努力でやってるっていう説明だったんですが、そこどういうふうに言ったらいいかな。どうして三つの施設の水道光熱費をそういうふうに区分したのかっていう経過はわかりますか。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。当初、第2訓練棟ができる前には指定管理料金ゼロということで、施設の管理を委託することが出来ておりました。と申しますのは、職業訓練というものは、例えば岩手県から委託される訓練であったりとか、宮古市が委託する部分であるとか、あとは県とか広域市町村が支援する補助等がございまして、そちらのほうで自助努力という言葉が当たるかどうかわかりませんが、必要な経費はずっと指定管理料をゼロで頑張っていたいただきました。ただその経済対策で平成21年に施設を増設したときには、とてもこのセキュリティ的な部分ですとか、充電設備のほうの管理についてはちょっと大変だという部分と、あとは監視カメラをその後に設置。実は監視カメラは令和2年、一昨年に導入をしました。それらの必要な最低限の経費については、委託元である市のほうからぜひお願いしたいという協議のもとに、平成22年からでしょうか。第2訓練棟に限り、最低限の部分ですが必要な経費を出しているという経過がございました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。すいません。はい、小島委員どうぞ。

○委員（小島直也君） 施設のセンターの利用に関して、理解を深めるためにお聞きしますが、利用時間が9時から9時まで、夜の9時までになってますけども、夜間に行われている訓練といたしますか。仕事はどんな職種でどのような方が学んでいるか教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。昨今の状況でございます。こちらの開館時間につきましては、市のほうの条例に記載してある開館時間でございます。実態を申しますと、本来であれば職業訓練協会が様々な職業訓練を主催するというほかに、貸室ということで企業様方があそこのセンターを使って勉強会をしたりとか、様々そういう部分の開放している施設でございますので、そういう意味で夜間も開放できる施設にございます。現状はそのような企業さん単位とか、グループ単位、団体単位でのご利用はほぼ少ないというふうに、特に夜間について少ないと聞いてございます。これが大事な一つの貸室としての利用収入ということは見込んでおるわけですけども、そういう意味でこの資料については、条例に基づく開館時間を記載してございます。

○委員長（佐々木重勝君） 小島委員、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第33号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第33号は原案可決すべきも

のと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまです。

○

付託事件審査（４） 議案第23号 宮古市営牧野条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第23号宮古市市営牧野条例の一部を改正する条例を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） これ採草地として使ってたものが、牧草もなくなったということで廃止するということなんですけど、これ廃止した後は、ここ何かに使う予定があるの。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 個人の方が譲渡受けるんですけども、個人の方が採草等に使うということで計画しております。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） わかりました。この牧野に関しては、40年代、50年代頃、かなりその畜産が宮古市で盛んな頃、各地域においてもその牧野を開設して、かなりの頭数を山にあげて育てたわけなんですけども、今、減ってきて、今牧野もやめてる状態だということなんですけども、解散をしたいんですけども、法的な問題があつてなかなか解散出来ない。税金だけを払っているということなんですけども、こういったその牧野の解散に関して何か簡単にできるような方法とかそういったのがあるもんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 特に共有地のことではないかと思うんですけども、大分古い土地で共有者がたくさんいる場合、亡くなられた方々もいたりということで、権利者がすごく多くなっている状況があるようです。これ牧野に限らず、森林であったりもあるようなんですけども、そうするとなかなかその同意を全員というか、過半数であったり、ある程度人数から同意を得なければならぬんですけども、それが得られないという状況にある場所も結構あると聞いております。特にそれを簡易的に手続できるような制度があるというのはちょっと把握しておりません。

○委員長（佐々木重勝君） 議案審議から少々…。

○委員（伊藤清君） 牧野の関係かなくて、解散したくても出来ないということをどうしたらいいのかなと、ここで聞きしたかったんですけども駄目ですか。はい、いいです。

○委員長（佐々木重勝君） 別の機会にお願いしたいと思いますがよろしいですか。すいません。そのほかございませんか。ほかになければこれで質疑を終了いたします。これから議案第23号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第23号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案可決すべきものと決定いたしました。

た。

付託事件審査（５） 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（農村文化伝承館）

- 委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第35号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることに農村文化伝承館を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。落合委員。
- 委員（落合久三君） 花輪農村文化伝承館、これも立ち至って聞いたことは余りないので、利用実績、どういう内容の活動にどのぐらいの人が参加したかとか、多分、個々に集まって、書いてあるようないろんなことをやっていると思うんですが、この実績を最初にお知らせください。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） まず利用者数でございますが、平成30年度が8,083人。元年度は7,151人、令和2年度3,405人という状況でございます。利用の内容ですが、地域の活動あるいは郷土芸能に関する活動、それから意外に使い勝手がいいところですので、いろんな研修会であったり、あとはちょっと変わったところであれば駐車場使って農機具の展示会であったり、そういうのにも使われております。特に農村地帯でもありますのでそういうのに使われております。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。落合委員。
- 委員（落合久三君） もう1点は参考資料のほうに今後の指定管理料の予定額が年122万計上、予定をしているんですが、この122万の主な内訳をお願いします。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 主に光熱水費、あとは消耗品等の管理費ということになっております。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） もっと詳しく。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 先ほども申し上げましたが、光熱水費、管理のための消耗品費、これが本当に主なものです。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。納得いきますか。具体的にということですか。わかりますか。飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） すいません、今ちょっと持ってきておりませんので、ちょっと時間いただいて準備させていただきたいと思います。
- 委員長（佐々木重勝君） じゃそのほか。それ以外の部分でどなたかありませんか。ないようですね。休憩です。飛ばすわけにいかないし、暫時休憩ということにしますか。暫時休憩します。

10時21分 休憩

10時25分 再開

- 委員長（佐々木重勝君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 申し訳ありませんでした。内訳です。まず管理人手当を2人をお願いしていますが、

これが15万円、合計で15万。それから消耗品、トイレトペーパー掃除用具、印刷等用紙1万5,000円。燃料費、灯油、ガスになります、12万円。光熱水費、電気、水道で56万円。それから修繕費2万円。そのほかになりますが、浄化槽保守費等で39万2,000円。これが内訳です。

- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。小島委員、どうぞ。
- 委員（小島直也君） お願いします。この伝承館の利用の説明にさっき課長が駐車場を使つての展示、農機具の展示会があったという事実をおっしゃられましたけれども、その駐車場利用の料金設定とかあつて、そして、どのくらいかその企業さんから徴収出来た駐車料金というものがあるか伺います。
- 委員長（佐々木重勝君） 会場使用料という部分だね、小島委員。つまりね、イベントをやったときのあそこの広場の。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） ちょっと調べておりますが、駐車場自体は料金設定してないので、全館使用ということで、施設全体の利用料ということでいただいております。
- 委員長（佐々木重勝君） 小島委員、どうです。よろしいですか。それから伊藤委員からさっき手が挙がりました。伊藤委員。
- 委員（伊藤清君） 灯油代12万円。これに関してなんですけど、あそこでシルバーいきいき体操もやっています。そうした中で冬場に灯油がかかったら、灯油を持ってきてくれるとかつていう話もあったという、そういう団体もあるという話を聞いてますけども、こういったものは灯油は施設で用意するべきものなんですか、これ。利用者が持っていくべきなものですか、これ。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長、
- 農林課長（飛澤寛一君） この施設もともと地域の集会施設というような役割、後は農村文化伝承ということで設置しております。目的以外の部分で利用されるときには、灯油等持ってきていただいている場合があると聞いております。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。
- 委員（伊藤清君） これらの地域はどここの地域が使う伝承館ですか。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 花輪自治会が利用していると認識しています。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。
- 委員（伊藤清君） 花輪自治会の、そこに関しての住民というか、その方だけが灯油とかそういったものあれば賄うということになるの。長沢とかいろんな各地から体操に行つて、その地域外だというようなことで話がされたみたいなんです。だから、これはそういうことでいいのかなと。そこは地域外になるの。花輪地区全体であそこを使う伝承館と聞いてたんですが、そうではないの。
- 委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。
- 農林課長（飛澤寛一君） 花輪の集会所として設置してあります。長沢であつたり他の地区、集会場をお持ちになつてると思うんですが、それぞれ。それぞれの自治会が自分の地域にある集会場を使つていると思っております。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員、よろしいですか。ないようですんで、それでは落合委員。
- 委員（落合久三君） 先ほど課長の答弁、説明で、管理人、管理する人2人分の手当15万つていうふうにあつ

たと思うんですが、2人の建物を管理している人は、具体的にどういう業務というか、仕事をされているんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） まず受付。利用の申込みの受け付けを受けておりますし、利用があればかぎの開け閉めしております。主に1人の方がやっておりますが、1年以上1人の方でできるわけではないので、副管理人という方もう1人設定しております。それから利用の後の点検、掃除といいますか、点検ですか。いうことを主にやっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） もう全く同じような施設が、同じものではないと思うんですが、この種の管理人手当みたいな支出は余り聞いたこともないんで、これは常勤者という意味ではないですよ、当然。詰めているというのではないと思うんで、先ほど言った何か研修会があるとか、自治会の寄りあいがあるとか、そういうときに事前に行っかぎを開ける。終わったら閉める。これは磯鶏の公民館なんかも管理人がちゃんいるんですが、別に手当は出してないんですが、ほかの施設との対比でちょっと聞いたことがないなと思ったんで今聞いてるんですが、これ指定管理料に含むべきものなんでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 大丈夫ですか。飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 管理人はもちろん常勤ではありません。管理人に年間10万、副管理に5万ですので当然常勤ではありません。それから、管理費、人件費ですが、これ基準がありまして例えば、この施設は利用日数241から270日という日数で見えておりますが、そうすると15万円。例えば、61日から90日の利用日数であれば6万円というような基準でそれぞれ支出しています。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 納得がいかないんだけど、花輪自治会だけで使う建物だということで、1自治会にして、このぐらいの管理料というのは多くないですか。ほかの建物に関しては2、30万なんだけど何でここは120万も出してんの。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） ほかの施設に比較して大分大きいので、当然光熱水費、経費もかかります。あと浄化槽であったりという管理費もかかります。決して必要ないお金を支出しているのではなくて、施設の管理に必要な金額を積算して支出しております。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） それもわかんだけど、田鎖の施設も結構大きいんだけど、そこも30万位かそこらぐらいなんですよ。そういったことで本当に、あそこ伝承館は花輪だけで本当に使うのかなと思って疑問だったので今聞きました。

○委員長（佐々木重勝君） お答えはいいですね。ほかに質疑はございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第35号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第35号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

**付託事件審査（6） 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（農産加工施設）**

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第36号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、農産加工施設を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。ほかにございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第36号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第36号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

**付託事件審査（7） 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（林業者地域多目的施設）**

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第37号につきましては副委員長に進行をお願いしたいと思います。

○副委員長（藤原光昭君） 委員長はこれより審査を行う議案第37号において、指定管理者として指定を受けようとしている団体の代表となっておりますので、利害関係にあることから除斥の対象となりますので、退席をしていただきました。それでは、議案第37号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求める込みことについてを議題といたしたいと思います。質問のある方は挙手願います。ございませんか。音がないんでないと判断をいたします。これから議案第37号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。直ちにお諮りいたします。議案第37号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。よって議案第37号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで委員長と進行を交代をいたします。どうぞ。

○

**付託事件審査（8） 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（林業拠点施設 黒森ふれあい館）**

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に議案第38号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、林業拠点施設、黒森ふれあい館を議題といたします。質疑のある方は挙手を願いたいと思います。挙手願います。どなたかございませんか。ないようですので質疑を終わりますが、よろしいですか。それではほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第38号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第38号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございました。

○

**付託事件審査（9） 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（農林漁村地域多目的集會施設）**

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第34号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、農林漁村地域多目的集會施設を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。佐々木清明委員。

○委員（佐々木清明君） よろしくお願ひします。この中で一応ちょっと聞いておきたいところがありますんで、管理運営委員会、自治会のことは分かるんですけど27施設かな。あるんだけど、管理運営委員会、何か所かありますけれどもこれはどのような団体の、何人ぐらいのあれで管理運営しているのか教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 自治会の役員の方々が、主に運営協議会、自治会とは別に会計をつくるために運営協議会をつくっているという状況で、人数についてはそれぞれの協議会によって変わっています。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 自治会のことは分かるんですけども、例えば管理運営委員会であれば例えば財産区とか婦人会とかいろんな団体の人たちが一つになって、この管理運営をしているという意味かなあと聞いてみたんだけど、あくまでもこの管理運営委員会は自治会がやっているとということです。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） いろんな団体が集まってというよりは、その自治会の中に協議会を作っております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） わかりました。27施設あるんですけども、この施設の中で公共施設再配置計画で廃止対象になってるものがあります。施設が。古いものもあるんですけども。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 基本的には再配置計画の中では、地域への移管ということで計画しております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） ということは地域の移管ということでこの再配置計画の廃止対象には、この27施設はなっていないということです。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はい、そうです。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） この施設の中で、水洗化をしていくという話を聞いたんですが、分かればどこをこれからやるかというのを教えてほしいんですが。トイレの水洗化をしていくという事だったように記憶してるん

ですが、これから計画的に。

○委員長（佐々木重勝君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） ちょっと施設の数が多いのでちょっと時間いただいてよろしいでしょうか。

○委員（伊藤清君） 伊藤委員は今すぐでなくてよろしいということですね。次に進んでいいですか。落合委員から手が挙がっていますが、落合委員。

○委員（落合久三君） 参考資料のところは、この4ページ。今、伊藤委員も言った27の施設の指定管理者候補者一覧表が載っています。施設名、管理候補者、所在地、審査点、管理料と。どこで聞こうかなと思ってちょっといたったんですが、ここのほうがいいかなと思ったんで。この5の4ページのところで聞きたいと思うんですが、全部で27施設のうち、審査点が64.58っていうのが実にもう8割ぐらい同じ。64.58っていうのがだーっと続いて、その次に多いのが64.17。これもこの4ページの下段のところから、次のページにかけてこうあるんですが、おとといの教育民生常任委員会の際の指定管理のときも同じ審査点が同じ数字でだーと並んでいるのを見て、半分無理もないのかなというふうに思いながら、それでちゃんと確かめる必要があると思って聞くんですが、この審査点、指定管理者候補者。多分、今回に始まったんじゃなくて、前回の全期間のときも同じところがほとんどでないかと思うんですが、この審査点が全く0.1も変わらないですと並ぶつうのは、少し不思議に思う反面、そういうことなのかなあって思ったり、この審査点が全く同じ数字が並んでいるのはどういう意味なのかっていうのを聞いておきたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 担当のお答えでもよろしいですが。巖農政係長。

○農政係長（巖邦行君） 農政係長の巖です。私のほうからお答えさせていただきます。審査につきましては審査員3名の方をお願いしております。その中で審査基準というのがございまして、全部で大項目七つ、中項目それから分離されて、およそ15項目の基準に基づきまして行っております。その配点を最高で80点満点です。平均のそれぞれの施設の点数が類似してるというお話につきましては、標準的なところで加点とか減点とかがあっていうところが、ほぼ見受けられないものですから、標準点の査定をしたものとして理解をしております。なので、それぞれの施設、類似の点数になったものと考えております。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） もうちょっと詳しくわかりたいので、この5の4ページの10番、宮古市摂待和野地区集会施設。摂待和野の自治会が指定管理者の候補者だと。指定管理料の予定が年10万5,000円ではありますがね。このナンバー10の接待和野地区集会施設、予定している管理料年10万5,000円の内訳をちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 管理料の内訳ということの質問ですが、飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 支出の内訳です。賃金が6万円、管理賃金。消耗品5,000円。電気料が9,354円。水道料1万5,552円。ガス代1万1,945円。電話料3万2,949円。消防設備保守点検5,400円。以上が支出の内訳になっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 賃金の6万っていうのは。

○委員長（佐々木重勝君） 巖農政課長。

○農政係長（巖邦行君） R4年度の指定管理料ということでお答えさせていただきます。人件費として、管理料ですけどもを3万円。それから印刷製本費1万円。燃料費8,000円。光熱水費2万円、これは電気水道にな

ります。それから修繕費2万円。保守点検料を1万7,000円ということで、10万5,000円ということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 先ほど課長が述べた数字のより詳しいっていうよりも、令和4年度の予定してるのを今係長が説明したんだと思うんですが、審査点は同じで多分、あとは管理料が今聞いたように管理料の中身は多分他の施設もそんなに違いはないんじゃないかなと思うんですが、素朴な疑問は指定管理制度っていうのは小泉内閣のときに始まったやつで、要するに一言で言えば、何で指定管理制度が出たかっていうとコスト削減、それから民間等に指定管理することによってより効率的、利便性が高まると。何よりも行政コストの削減が出来るというので始まったっていうふうに受け止めるんですが、今、係長が説明した中身は、これは指定管理したからコストが削減されたとか、そういうふうには全然私は思わないんです。指定管理にしなくても、同じくらいかかるんでないかなというふうに指定管理でも市民会館みたいに自主公演のようなものをやったりとか、いろんなのとはまた違うんで、この施設の管理という点では本当に指定管理する意味があるのかなっていう素朴な疑問には、どのように説明しますか。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） 指定管理の根本的なことだと思います。やはり公的な公の施設としてという部分は直営か指定管理しかないということで、先ほど言った小泉内閣の時代の指定管理の望む部分と、この地区センターといいますか、集落の集会所的なのが果たして合うのかというところでは確かにあるのかなと思います。その流れで宮古市としてはこういう部分もちゃんと指定管理で、自治会にお願いをしてきたという経過だと思っております。確かにコストというよりは、もうかかる経費を指定管理料として算定して出しているという点を考えれば本当にこれちょっともう1回公共施設の再配置計画と絡めて第1期までの間、最終多分3年間になるのかなと思いますが、この間にやっぱり公共施設の再配置計画の部分の再考といいますか、もう一度ちょっと原点に戻って、この地域の施設に関しては、どういうふうにやったらいいかっていう議論は必要だというふうには思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 指定管理制度が始まる前のこれらの施設は、もう単純に委託契約を結んで、委託する相手と契約を結んでずっとやってきたわけですよ。そのときにかかる施設を管理運営する上でかかる水道光熱費、消耗品、修繕費、保守点検等は、指定管理にしようが、委託契約でやろうが基本的に変わらないんですよ。民間のノウハウを活用してコスト削減にするっていうのには、今言ったような項目は、ほとんど影響しないと思います。そういう意味では、今すぐ何をどうのっていう意見ではないんですが、私はやっぱりこういう、何でも指定管理すればいいんだっていうふうには思わないので、やっぱりタイミングを見て、公共施設の再配置計画とらみながら、今部長が言った、やっぱりちゃんと検討し、必要な見直しも図る時期があるんで、一般論でなくね。何でもそうだとは言いませんので、こういう公の、こういう施設の場合には、何が何でも指定管理でなきゃ駄目だっていう必要性、緊急性はないんでないかというのは私の意見なんでぜひこれは検討、研究に値するんじゃないかと。つまり、指定管理にすると、当然、今回のように期限が来ると、公募して提案してもらって審査する人がいて、点数を加えて、議会議決を必要とするっていうんで、ずっとやってきているわけですが、委託契約の場合には、議会議決はもちろん必要ないし、そうやってもいいものなのかどうかっていうことの結論的なことを言いたかったんではないんですが、ずーっとこう審査の審査点がほとんど変わらない。しかも、指定管理料の中身を聞けば聞くほど、あえてその民間のノウハウ云々ということではないのであれば、と

という意味でした。何かコメントがあれば聞いて終わりますが。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） 公の施設の管理の仕方という部分に関しては、やはり直営か、指定管理という部分、大前提はあろうかなと思いますけれども、私ここで言いたいのは、やはり先ほども言いましたが、公共施設の再配置計画のもう第1期の終期が令和7年度に来ます。地域移管というのがほとんどの施設がそれに該当します。その部分の考え方っていうか、計画として実施計画定めましたけれども、本当にもうやっていく上でいろいろ地域と協議しながらやってるけども、様々な、何ていうんでしょう。課題と申しますか、考え方もあるかなと思います。やはりその部分も含めて、この産業振興部だけじゃなくて、市全体として考えるべきだというふうに思っています。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。ほかにないようですので、これで質疑を終わります。これから議案第34号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第34号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございました。

○

付託事件審査（10） 議案第42号 津軽石漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に議案第42号津軽石漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。伊藤委員。

○委員（伊藤清君） 今回この埋立てする目的は、何の目的でこれを埋め立てる。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 今ある津軽石漁港の堀内地区になるんですけども、やはり就労環境の向上とか、あるいは流通の円滑化ということで、簡単に言えば狭いので、そこを広げて作業環境をよくして、いろんな就労環境とか流通関係の向上を図るというものになります。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。

○委員（伊藤清君） わかりました。これから何か施設を建てるとか、水揚げが多くなったからやるというのではないと。環境をよくするためのものだということですね。わかりました。

○委員長（佐々木重勝君） それでは落合委員、次にどうぞ。

○委員（落合久三君） これはなぜ意見に関し議決を求められているかっていうと、あそこの堀内の、主にカキ養殖者があそこで毎日のように作業もやっている。それからいわゆるカキも販売もしている。結構人気がある場所なわけですね。そういう作業等を考えると手詰まりになっているんで拡大してやる、やろうっていうんですが、この実施事業の実施主体は多分県だと思んですが、市だ。言い方がちょっとまずかった。この42の1ページの5、埋立て工事の概要というところで、この津軽石地区漁村再生交付金事業計画。これはいつ計画を立てたものだったかをちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 埋立ての議決に関してご説明いたしますけれども、埋立て行為をするのは宮古市でございます。津軽石漁港、市管理漁港でございますので、ここの埋立てを申請するのは市。これは公有水面埋立て法に基づく法律に基づいて行うんですけれども、県がそれを免許する免許権者でございますので、岩手県に免許申請をいたします。岩手県はその申請を受けた上で、当該市町村に意見を求めるとい、意見を求められた当該市は、市の議会の議決を経てそれをもって答申するという内容のものでございます。なので、これは宮古市が埋立てをする。それに対して岩手県が免許するという内容です。その元になる計画、いわゆる各漁村地域いろんな要望等を承っておりますけれども、今回この津軽石地区の堀内地区の漁村再生交付金事業計画については、平成31年の3月20日に計画提出しております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 事業費の財源は何でしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 国庫補助事業でやってございます。補助率2分の1となっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうすると小堀内の場合のこの件は、平成31年の3月20日、似たような漁場、漁村再生のためというくくりで、石浜から要するに重茂のほうからざっと田老までこの間、順次っていうか、こうやってきたのの中の堀内のやつは作業するのに手詰まり状態があるので、というようなことで、今回申請をして県の許可を得た上で工事に入るというふうな理解でいいわけですね。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、そのとおりです。

○委員長（佐々木重勝君） そのほか質疑はございませんか。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 先ほど落合議員さんのほうからいろいろとあそこの利用者について、話があったようですが、私はあくまでもこの埋立てについてはあまり賛成は出来ません。まず、あそこの砂浜というか、砂利があるところを埋立てなきゃなんないと。それでご存じだと思うんですが、組合数は10人ぐらいしかいないんです。その中であの岸壁で仕事をしてる人は7軒かな、カキ関係は、7軒がやってて、本当に狭いのか、仕事をやるのに。私は狭いと思わないんです。ただ、先ほども落合議員が言ったように、1の方がカキの販売をしていることから10台、15台の車が来たときに別の組合員の方々が非常にあそこは狭く、車等が来て仕事に不都合を感じると。それで何とか出来ないかということで、多分これ平成31年の3月でしたか。それで申請したと思うんですが、あまり賛成出来ないんだけど、漁業者の把握等はやってました。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 津軽石漁港に係る就業者数ですけれども、堀内、赤前、津軽石地区合わせて256名。世帯数でも242世帯ございます。ちょっと訂正というか、今回埋め立てるところは砂浜のところではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） この図面でいくと、砂利等があるところじゃないんですか。砂じゃないけども。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 現在船揚げ場という、スロープになっているコンクリートで船揚げ場というところ

ろになっているところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そこまで狭いとは全然感じないですけども私は反対です。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 先ほども就業者数、世帯数申し上げましたけれども、実は毎年というか、各地区に入りまして、漁港ごとにいろいろなご要望等を承って、それを計画に反映させて、事業実施進めているところでございますけれども、ここの地区、津軽石地区になるんですけれども、実は対岸側の津軽石川の左岸側になるんですかね。金浜前のところにカキ小屋を持ってる方もおられるんですけれども、そちらの方も堀内のほうに行ってやるということで、こっちがなかなか河川敷のところに建ててある小屋が3軒ぐらいあると思うんですけども、そこがちょっと今後、いろんな法律改正で衛生的な部分でのカキ剥きもそういうところでやらなきゃいけないという事情もございます。今、堀内では1人の方でなくて組合として何人か共同で販売をしておりますし、やっぱりその皆さんが対岸の方々も来ることになる場合には、かなり狭くなるよというようなご要望もございましたので、そういう意味も含めて広く使うために今回埋立てしてやります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） ありがとうございます。そうすれば法の脇のこの河川敷に、3世帯というか3つぐらいの方がカキをやっただけでも、その人たちが向こう側に行くということですね。了解しました。それでは納得しました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 了解って言ってたんであれですが、私が言うほどではないかもしれませんが、費用対効果という点で、実際に使っている人とかかわりで言えば、私はあんときもしゃべったんですが、白浜漁港の方こそ無駄なんです。運動会やるぐらいの広さ、もうほとんど使われていない。これは漁協にも私は意見としてしゃべったんですがね。だけどこっちのほうはね、今課長が言ったように、実際にここじゃないところで作業してる人もいるっていうのと、産卵やるときの現場も私声かけられて見に行ったことあるんですが、とてもね、行ったことある人は分かると思うんですが、これぺんこな水槽に、水槽じゃない、海の水が入っていると、もうびしとこうやってね。これをちょっとこのままでは手詰まりだ。しかも、いい意味で花見カキでしょ。それを必死になってやる上で、年から年中でないかもしれないけどやっぱり手詰まりな時期がある。プラス買いに来る人たちが押し寄せたときは本当にね。どこで作業やんだ。建物の中は別にしてもね。そういうのがあると思うのでこれはこれで私は必要だと思います。

○委員長（佐々木重勝君） そのほか質疑ございませんか。ないようです。いろんな質疑もございましたが、これから議案第42号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ないですね。ないようですので直ちにお諮りいたします。議案第42号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。異議なしと認めます。よって議案第42号は原案可決すべきものと決定をいたしました。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございます。

○

付託事件審査(11) 議案第24号 宮古市営住宅条例の一部を改正する条例

○委員長(佐々木重勝君) それでは、次に議案第24号宮古市住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。落合委員。

○委員(落合久三君) 基本的なことで、今回提案されているのの中心部分だと思うので、確認の意味で若干質問いたします。24の3ページ、条例の改正を提案する理由ですが、収入超過者の認定及び高額所得者に対する明渡し請求の特例措置を講ずる。同時に心身等の支障で云々かんぬん困難である場合の申告義務を緩和する。これが条例提案の理由である、ってこう書いてあるんでまず一つは、収入超過者。これは今宮古では該当者は何人おりますか。

○委員長(佐々木重勝君) 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長(菅野和巳君) こちらの災害公営住宅、収入超過者につきましては、33世帯でございます。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) 高額所得者は何人ですか。

○委員長(佐々木重勝君) 建築住宅課長。

○建築住宅課長(菅野和巳君) 先ほどの33世帯のうち、第8の高額世帯は10世帯になってございます。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) 収入超過者の33世帯の政令月収を改めて示してください。

○委員長(佐々木重勝君) 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長(菅野和巳君) すいません。先ほどちょっと説明間違っておりました。8部位に該当する方は10世帯なんです、高額所得者として認定されている世帯はゼロ世帯でございます。今のご質問でございます。収入超過者の部分で15万8,000円を超えて…ごめんなさい。高額所得者としてはゼロ世帯でございます。そして、高額所得者の世帯としての基準額は31万3,000円を超える世帯でございます。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) それは収入超過者ともだぶる金額ですか。

○委員長(佐々木重勝君) 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長(菅野和巳君) まず高額所得者の場合ですと、収入超過者になりまして、最高額である31万3,000円の基準額。こちらを2年間、継続して経過した場合に、その時点で高額所得者として認定をされる形になります。この高額所得者として認定された場合には、低所得者ではないということですので、原則的には、市営住宅の明渡し義務ということで、出ていただけませんかというお話になります。ちなみに今回この条例改正によりまして、この被災者に対する高額所得者の場合は、この明渡しを求めないとするという内容でございます。

○委員長(佐々木重勝君) ほかに質疑はございませんか。ほかにないようですので、これをこれで質疑を終わります。これから議案第24号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐々木重勝君) 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第24号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐々木重勝君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案可決すべきものと決定をいたしま

した。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

○

付託事件審査(12) 議案第26号 市道末広町線電線共同溝整備(その2)工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長(佐々木重勝君) それでは次に議案第26号市道末広町線電線共同工整備その2工事請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。なければ、進めますよ。落合委員どうぞ。

○委員(落合久三君) 26の2ページ、この変更の理由の(1)、電線共同溝において云々かんぬん配線計画の見直しに伴い、特殊部Ⅱ型の追加と書いてあります。特殊部Ⅱ型って何かっていう点では、このA3の今日渡されたばかりのA3の資料の中にこの図面の下の段、特殊部Ⅱ型1基追加。これを見ますと、末広町の酒を売っている小本屋支店さんのところから、大通りのほうに入ってきたところに地上機器⑤、箇所変更特殊部Ⅱ型ってこう書いてあるんで、こっちに設置する、追加するんだなっていうのは、ここで分かるんですが、あとは上の段のほうに上の図面のほうには、地上機器②、特殊部Ⅱ型というのはここにも書いてあるんですが、質問はこの小本屋支店のところからこう入ったほうに、そういう意味では、この末広町の該当する区域外のようにも見えるんですが、なぜここにⅡ型を設置する必要が生じたのか、というのをちょっと説明してください。

○委員長(佐々木重勝君) 盛合都市計画課長。

○都市計画課長(盛合弘昭君) お答えします。今回の特殊部の変更は、なかなか民地部の設置が難しいというところで、協力している方のところをたどりながら、計画を変更してまいったものです。今落合委員さんの質問であったのはスポーツオールの向かいの駐車場に当初設置しようと設計しておりました。こちらの駐車場の民地での確保が難しいことから、すずき床屋前のほうに計画を変更してきたと。その際にどうしても市道と、このスポーツオールの前の駐車場のところには、市道の部分にも特殊部Ⅰがつきます。そことセットで特殊部Ⅱがつくんですが、奥まった方のすずき床屋のほうに行きますと、特殊部Ⅰとくつつく部分に、もう直角に折れるために、ハンドホール的な特殊部がさらに追加となりますので、そういった形でここに1基追加というふうになってます。この特殊部の変更は、その用地交渉の過程でなかなか設置か所が見出せなかったことから、協力していただけたところを辿りながら、設計変更してきたという経緯があります。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) そうすると特殊部Ⅱ型は当初さっき説明したとこにやろうとしたが、平たく言えば地権者の同意が得られなかったということですか。

○委員長(佐々木重勝君) 盛合都市計画課長。

○都市計画課長(盛合弘昭君) 9月の工事契約の提案をさせていただいたときも、事業自体には賛成しますという方が大方なんですけど、実際その土地の部分に、地上に出る部分が出ますけども協力していただけますかと、なかなか将来的に商売するときにちょっと支障となるので、私の所は遠慮してほしいという方もおります。その結果として支障にならないところ、あるいは協力していただくところを探していたということになります。用地交渉の、平たく言えばということでしたが、平たく言えば、用地交渉の結果というふうになります。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) にわかに信じられないような気がして質問してるんですが、昨日、今日これ計画発表したわけじゃないんですよ。もうどうかすれば2年、小前さんが都市整備部長でいたときから始まるやつなんで

ね。地権者の同意が得られなかったっていうのは端的に聞きますが、そのお金の問題ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 話を聞いている分にはお金ではなくて、やはり将来的に、どうしても特殊部ですので道路に面したところに箱物がついてしまうんですね。それが後で商売するとき、あるいは土地利用を活用するときにどうもそれが思わしくないよということで、金額ではなく、そういった観点からの事業には賛同するんだけど、私の所は外してほしいというのが、今回の移動になった部分でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） すずき床屋さんの場合は大丈夫と。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） すずき床屋さんの前は、市道分になってまして直角に折れてデッドスペースがあるんですね。そこですずき床屋さんのほうにもこういうのを将来的に建てる予定なんだけど、土地は市道の中なんです。ただその店の前に立つんだけどどうだべという話をした時、すずき床屋さんについては特に問題ないのでもいいですよっていう同意も得ましたし、底地は市道の中なので設置可能というふうな判断でここに計画したものです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 26の2ページの変更理由の今、特殊部Ⅱ型を追加するっていうところを聞いたんですが、その次に埋設管路の延長及びアスファルト舗装を増工するため。この埋設管路の延長及びアスファルトの増工っていうのは、図面で言えばどこになりますか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 今回の3か所特殊部の位置が変わる中で、大きく末広町から奥まったところに入っているのが大越電気のところと、先ほどから説明していますすずき床屋のところになります。大越電気のところの裏に持ってくる区間、あるいは末広町線からすずき床屋に持っていくこの区間、今回、管路として延長が伸びてあります。この部分の延長が増工となっております。またここは舗装がかかっていますので、舗装の撤去に伴う増工と、またこれ本復旧で仕上げるということになりますので、それらの本復旧の舗装工が追加になっているという内容でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） A3の図面、大越電気から昔の郵便局のほうに向かって行くあの狭い道路がこの図面では赤い線が引いてあるんですが、このところですか。

○委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） そのとおりです。ちょっと図面の見方も説明すべきでした。黄色い線で書いてあるのは、本設計といいますか、本設計の場所になります。そして、赤いのが今回変更したい箇所の表示になりますので、例えばわたひろさんの枠、わたひろさんの隣に黄色いマスが四角く書いてあると思うんですけども、これが大越電気さんの前のほうに、右手のほうに若干シフトしまして、民地に入ろうとしてた特殊部のⅡが大越電気さんのそのあうゑーこのほうに上がってって、裏手のほうに設置しますよという、こういった変更になってますということになります。ですので、その管路の延長及びアスファルトの増工というのはこの大越電気さんの裏に持っていったことと、先ほど來說明していますあの小本屋から入った大通りの方に移動して持っていったことに伴う管路の延長と、舗装の延長が増えてますということでございます。

- 委員長（佐々木重勝君） そのほかどなたかありませんか。高橋委員どうぞ。
- 委員（高橋秀正君） 図面見てこの2ページ目、この2ページ、数量計算、この工事の計算というのはこれどこさ当てはまんのや。
- 委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長、
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 今回の仮説の話をしたということ、資料の2として提示してる2ページの話だと思いますが、これは矢板を抜くときに沈下が発生することが考えられますと。沈下を抑制する方法として、二つの工法を単純に比較するために比較表として作成したものです。実はこれ工事としては実績を反映させまして、わかりやすく矢板の枚数が100枚あたりというふうに比較表としてますけども、その1工事、岩手銀行さんの前でやった仮説のやり方といいますか、その実績を矢板100枚あたりに換算した上で、こういった比較になりますということの説明です。これは2つ示してるのは一つは私用地の中に矢板打ち込んで引き抜く際に、共上がりということで空洞が出来て沈下していくと。ただ民地は将来的にどういった建物が建つかわかりませんので、多少コストがかかったとしてもそこは矢板を引き抜かなきゃならないということで、①の同時引き抜き充填工法を採用してまいりますということです。右手のほうは一部残置ということで市道の中にありますけども、これは経済的なほうを採用していきたいということで、議案集の参考資料の変更の内容の（2）に該当する部分ということで、なかなか説明が難しいので資料として今回出させていただいたものでございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） これは岩銀のところのやつか。簡単に聞くのとも。
- 委員長（佐々木重勝君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 比較としては、岩銀のところの実績を反映してます。ただ枚数はわかりやすく100枚にしてるってことです。100枚あたりとして比較してますということです。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） 簡単にしゃべればさあ、26号の2に上がっているこの数量、これには関係ないわけだ。
- 委員長（佐々木重勝君） 都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） 比較表としてましたので工事全体の数量とは異なってまいります。仮説の話が説明が難しいものですから、理解を深める意味でこういった資料をつけて説明をさせていただいたらよろしいかなという思いでつけましたので、実際の工事とは数字は合ってませんので、そういった面では議案とは直接は関わってこない部分であるかと思えます。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。これから議案第26号に対する討論を行います。討論はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第26号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第26号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

○

付託事件審査(13) 議案第43号 市道路線の廃止について

付託事件審査(14) 議案第44号 市道路線の認定について

○委員長(佐々木重勝君) それでは、議案第43号から議案第44号までは関連がございますので、質疑は一括とし、討論は、採決、討論採決は議案ごとに行いたいと思います。議案第43号市道路線の廃止についてから、議案第44号市道路線の認定についてまでを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。よろしいですか。進めてまいります。質疑はよろしいですね。ありました。佐々木委員。

○委員(佐々木清明君) 44の3、この工事につきましては、まず予算額として5,500万で、4,361万だったかな。建設会社をとったわけですが、今回の道路についてですけれども、ちょっと伺いたいんですけども、路線番号924番かな。これは江山寺の道路のほうにつながる形になってます、これ。図面見るとつながってるように見えるんですけども。

○委員長(佐々木重勝君) 建設課長。

○建設課長(去石一良君) お寺のほうに通ずる道路になります。

○委員長(佐々木重勝君) 佐々木委員。

○委員(佐々木清明君) 43の3ページでは、高浜小学校のほうから入ってくる道路で、昔の旧道ですがね、これ。かなり旧道4本入ってましたけども、旧道自体が今さっきしゃべった44の3ページでは、2本になってるわけですが、前にあった道路自体はどういう形で廃止というか、この道路自体がなくなってただけどもこの道路自体の個人のものじゃなく、市のものになります、元の道路自体は。

○委員長(佐々木重勝君) 去石建設課長。

○建設課長(去石一良君) もともとの道路につきましては、市の所有地もございました。あとそのほかに民有地も一部ございましたが、今回この金浜産業団地の整備に当たりまして、土地を集約化する中で、道路部分については市道のほうに、市所有のほうに名義のほう変更してございます。

○委員長(佐々木重勝君) それでは次に落合委員。

○委員(落合久三君) 44の3ページ、基本的なことをお聞きます。路線番号476、この赤い線で、国道からさっき佐々木委員が言った旧道のところなんですけど、幅員が3.9メートルから11.1メートルって書いてあるんですけど、この他の925、924号もそうなんですけど、ちょっと無知さけ出して聞くんなんですけど、3.9メートルから11.1ってかなりの幅があるんですけど、これはどういう意味ですか。

○委員長(佐々木重勝君) 去石建設課長。

○建設課長(去石一良君) こちらで表示してます幅員っていうのは道路敷地の幅でございます。例えば舗装面積の幅ではなくて、道路の端から端の、のり面も含んだ幅員というふうになってございます。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) のり面も含めて、幅員というんですか。

○委員長(佐々木重勝君) 去石建設課長。

○建設課長(去石一良君) 道路の全幅という意味で考えた幅員でございます。

○委員長(佐々木重勝君) 落合委員。

○委員(落合久三君) 44の5ページ、横川橋線近内ですが、44の5ページのこの赤いところが、今後これから市道として認定する図面なんですけど、橋を渡って、ずーっと岩船方面にずっと上って行って近内側沿い上って

いったところで、路線番号810には止まるように見受けられるんですが、この要するに路線番号812は、この矢印のところで行き止まりというふうに理解するんですが、そういう設計なんですか。これ抜けてそもその道路に接続するという事はないんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 終点につきましては、行き止まりになります。こちらの道路につきましてはもともと43の5ページで、横川橋線。こちらは現在、認定されている路線でございますが、ここに橋梁を岩手県のほうで河川整備により整備してございます。その整備する時点におきましては、近内川と書いた、近い漢字の右側にちょっと取付けのような道路の図がありますけれども、もともとここに二つの橋梁がかかってございまして、こちらを河川整備する際に、橋梁が近いということで一つに集約化したところでございます。そして、43の5ページの812路線番号のこの橋梁部分については、整備後に市道に認定した経緯でございます。今回岩手県のほうで、港湾整備、河川整備により管理道路として4メートルの幅員の道路が出来上がるということから、今回この4メートルの部分で市道認定の4メートル基準を満たしておりますので、道路を延長するという考えでございます。なお繰り返しになりますけれども、行き止まりにはなるんですが、終点の部分で、例えば除雪作業等で機械がUターンできるというところを考えた場合に、どうしても今回の終点の部分まで行った上で認定しておかないと、民地ほうでこう機械がUターンしなきゃいか、そういう状況がありましたので、終点はそのように考えて設定してございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうですかとしか言いようがないんですが、この地域私も少し場所は分かるんですが、行き止まりでなく、やっぱり元の道路に接続するっていうことは、これは関係住民からすればすごく当然のことを言うんでないかなあとって聞いてたんですが、関係住民、地権者からは特にそういう声はないんですか。この行き止まりでいいのかっていう、やるからにはちゃんと接続したほうがいいんでないかっていうふうに素人目にはそう思うんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 岩手県のほうで河川整備をする際に、この橋梁の取扱いについては、地元と協議した上で二つの橋が一つになったっていうふうに思います。今回はその道路を、幅員の広い道路が出来上がるということで、その箇所認定するものでございまして、改めてこの認定に関しては、地元の方にお話をしているというものではございません。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） この44の5ページ、認定図面、ここは現状では行き止まりになっているが、もうちょっと先に行く橋梁らしきものを書いてありますが、これ、ここに県は、近内川の管理は県だと思んですが、二つある橋梁を1か所に統合して、なんていうの。矢印の上の端のところ、要するにつながるっていう意味ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） まず図面の矢印の方向にある橋のような図でございまして、これは橋ではなく、河床の低下を防ぐための帯工というもので、ここは横断は出来ない部分になります。この事業を進める際に岩手県のほうでもともと二橋あった橋を一つにするっていうことが地元の合意形成のもとで決まったというふうに認識してございますので、ですので今回はその橋を改めて今後も整備するとかそういう考えは特にござい

せん。

○委員長（佐々木重勝君） その他質疑はございませんか。ほかになれば質疑を終わります。よろしいですね。これから議案第43号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第43号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第43号は原案可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第44号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第44号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございました。

○

付託事件審査（13） 議案第45号 令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金の目的外使用に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第45号令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金の目的外使用に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 今回、下水道事業会計利益積立金の目的外使用というのは私も初めて、今回こういうことを聞きましたけども、利益積立金の額は1億円で、それから9,424万9,000円使用するというので、これが国庫負担金の返還に要する経費の財源のほうからということなんですけども、この辺ちょっと理解出来ないんで、もう少し詳しく教えてくれないです。

○委員長（佐々木重勝君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） この議案だけでは確かに少しわかりづらいかと思っておりました。私のほうから、経過等全体像等についてご説明をしたいと思います。平成28年台風10号で被災した新川町の宮古中継ポンプ場は、復旧に当たって、国庫負担金、起債を財源として災害復旧工事を行ってまいりました。工事完了後、全国市有物件共済会、これは市のほうで入ってる損害保険のようなものでございます。災害共済会のほうから被災したポンプ場について災害共済金の支払いがあり、またそのあとに、被災した機械、ケーブル類を鉄くず等として売却をしました。それらに応じた分の国庫負担金の一部を返還するものでございます。ここまでは大体、ご理解いただけたと思います。それではなぜこの今、このタイミングでこの議案が出て、その返還するかという部分でございます。この返還金については、既に返還を見込んで、令和2年3月に補正をしておりました。ただ、当時、県から返還にかかる金額、返還時期が示されなかったことから、当時は執行出来ませんでした。その後、県のほうから、返還金額、返還時期について示されたことから、改めて返還金を支出するに当たり、利率積立金から取崩して支払おうとするものです。返還金から返還することについては、企業会計上は特に問題はありますが、地方公営企業法施行令の規定によって、積立金の目的外使用に当たることから、議会の議

決を求めるものです。なおこの返還金については、今回3月補正案としても、下水道会計の国庫負担金返還金として、9,424万9,000円を計上してこれについては24日の予算特別委員会でもご審議いただくことになると思います。概要というか全体像はこういった感じでございます。

○委員長（佐々木重勝君） その他ございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 今課長から丁寧な説明を受けて、ああそうかと思ったんですが、もう一度。要するに、台風10号が来て新川町のポンプ場が被災したと。そして被災した機器等を売却したりして、そして壊れたものを今回国庫への返還金の前に、手当てした財源は何の金で手当てしたったんですか。そこをちょっと聞き漏らしたのかもしれないので、そこをもう一度お願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） この災害復旧事業は、国庫負担金と起債で手当てした分です。市の持ち出し分が、若干端数部分がありますが、基本的には国庫負担金と起債で行った事業です。そのあとに保険金が入ったというようなことになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） その後に保険金が入ったっていう、損害保険みたいなものがね。そこで質問ですが、私もこの詳しくないんですが、利益積立金を目的外に使用する場合には議決が必要だというのはちょっと私も少し調べて、そうなんだと思ったんですが、そもそもこういう今回のような返還する場合に積立金は条例で規定しておけば済むことでもあるわけですよね。その条例で規定しないで議決によって目的外使用を決めたっていうのは、そういう規定を条例ではつくっていなかったからなんだろうと単純に思うんですが、そこはどのような経過なんでしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 剰余金の処分については、条例での記載がありますが、積立金が大体大きく分けて三つあります。利益積立金、減債積立金、建設改良積立金で剰余金が出た場合は、決算で積立ててるんですが、それはそれぞれ目的に使うための積立金でありまして、今回の利益積立金というのは、欠損金、赤字が出たときのために積立てている積立金です。今回、国庫に返還しようとするのは、令和2年3月に補正したけども、それが使えなかったのがそのまま内部留保といいますか、そこに残っているんですけども、その取り崩す先が利益積立金から支払いたいということです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。そうしますとこれも確認。今課長が丁寧に説明されたんで、いわゆる剰余金が出た場合には、利益積立金、減債積立金、建設改良積立金と大きく言えば、この三つにそれぞれ残すと。この今回出てる利益積立金の額1億円は、これは、令和2年度末の数字なんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 令和3年度予算で、今現在取崩してませんので今現在の金額です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員、よろしいですか。そのほかございませんか。ほかはないようですのでこれで質疑を終わります。これから、議案第45号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第45号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案可決すべきものと決定をいたしました。説明は退席してください。ご苦労さまでした。以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。お諮りいたします。3月16日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終了いたします。ここで昼食のため暫時休憩したいと思います。暫時休憩します。

午後0時1分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木 重勝